

# 《初診に係る選定療養費のご負担のお知らせ》

当院が初診であり、他の医療機関（診療所・病院）からの診療情報提供書（紹介状）をお持ちでない等の患者様には、初診料に加え、別途で初診に係る選定療養費として、**金額 2,200 円（消費税込）**のご負担を頂きますので、お知らせ致します。

## 【初診時選定療養費をご負担いただく方】

- (1) 当院を初めて受診された方
  - (2) 既に当院に受診歴のある方で、
    - ① 前回迄の治療が終了している場合
    - ② 任意に通院（受診）を中止されていた場合（最終受診日より1ヶ月以上経過）
- 上記のいずれかに該当し、他の医療機関（診療所・病院等）からの紹介状をお持ちでない方

## 【初診時選定療養費をご負担いただかない方】

- (1) 救急車輻にて搬送された方
- (2) 当院で健康診断を受け引き続き保険診療を開始した場合
- (3) 重度心身障害者医療費助成制度の方（受付に受給者証を提示して下さい）
- (4) 労災保険・自費診療での受診の場合
- (5) 交通事故等による保険会社一括費用負担の場合
- (6) 生活保護、被災証明を受けている方
- (7) 三郷市の健康診断を受けて二次検査が必要となった場合

※ 但し、公費のうち「(親)ひとり親家庭医療費助成制度」「(乳)乳幼児医療助成制度」の対象患者様は、初診時選定療養費をご負担頂きますので予めご承知おきください。

※ 初診に係る選定療養費とは、国が『許可病床数200床以上の病院と、初期治療は医院・診療所で、高度・専門医療は病院で行なうという保険医療機関の連携及び機能分担推進を目的』として厚生労働省により制定された制度です。

当院は289床の病院であり、令和元年10月1日より初診に係る選定療養費2,200円（税込）の徴収を、関東信越厚生局長に届出しております。

令和7年9月1日

三郷中央総合病院 病院長